

netWIN GSテクノロジー株式ファンド Bコース(為替ヘッジなし)は、「R&Iファンド大賞2025」において優秀ファンド賞を受賞しました。



「R&Iファンド大賞2025」投資信託20年／北米株式  
グロース部門

**優秀ファンド賞 受賞**

「R&Iファンド大賞2024」投資信託20年／北米株式  
グロース部門

**最優秀ファンド賞 受賞**

「R&Iファンド大賞2023」投資信託20年／北米株式  
グロース部門

**最優秀ファンド賞 受賞**

「R&Iファンド大賞2021」投資信託／北米株式  
グロース部門

**優秀ファンド賞 受賞**

「R&Iファンド大賞2020」投資信託／北米株式部門

**最優秀ファンド賞 受賞**

「R&Iファンド大賞2019」投資信託／北米株式部門

**最優秀ファンド賞 受賞**

「R&Iファンド大賞2018」投資信託／北米株式部門

**最優秀ファンド賞 受賞**

「R&Iファンド大賞2017」投資信託／北米株式部門

**優秀ファンド賞 受賞**

「R&Iファンド大賞」は、R&Iが信頼し得ると判断した過去のデータに基づく参考情報(ただし、その正確性及び完全性につきR&Iが保証するものではありません)の提供を目的としており、特定商品の購入、売却、保有を推奨、又は将来のパフォーマンスを保証するものではありません。当大賞は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定されるその他業務(信用格付業以外の業務であり、かつ、関連業務以外の業務)です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置が法令上要請されています。当大賞に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利はR&Iに帰属しており、無断複製・転載等を禁じます。

「投資信託部門」は過去3年間、「投資信託10年部門」は過去10年間、「投資信託20年部門」は過去20年間を選考期間としています。選考に際してはシャープレシオ<sup>\*1</sup>によるランキングに基づき、最大ドローダウン<sup>\*2</sup>、償還予定日までの期間、残高の規模等を加味したうえで選出しています。選考対象は国内籍公募追加型株式投信とし、確定拠出年金専用およびSMA・ラップ口座専用は除きます。評価基準日は各年の3月31日です。

上記評価は、過去の一定情報を分析した結果得られたものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

<sup>\*1</sup> シャープレシオとは短期確定金利商品に対するファンドの超過収益率を収益率の標準偏差(リスク)で割った値です。リスク1単位当たりの超過収益率を示します。

<sup>\*2</sup> ドローダウンとは、最大資産からの下落率のことであり、それらのドローダウンの最大となった値を最大ドローダウンといいます。

## Aコース(為替ヘッジあり)

2025年5月30日現在

基準価額：15,430 円  
純資産総額：1,455.6 億円設定日：1999年11月29日  
決算日：毎年5月30日および11月30日(ただし、休業日の場合は翌営業日)  
信託期間：原則として無期限

## 設定来基準価額推移

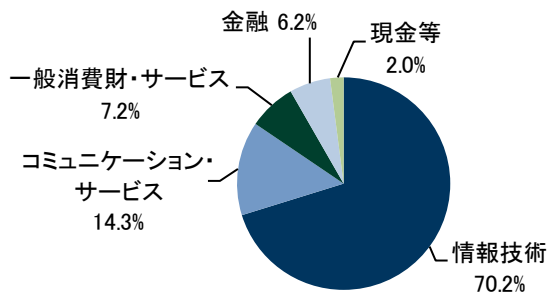


上記は過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。  
上記の基準価額、分配金再投資基準価額および期間別騰落率は信託報酬(詳細は、後述の「ファンドの費用」をご参照ください。)控除後のものです。分配金再投資基準価額およびファンド(分配金再投資)の騰落率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

## 組入上位銘柄\*1

|    | 銘柄名                  | 業種(セクター)*2     | 市場     | 比率   |
|----|----------------------|----------------|--------|------|
| 1  | エヌビディア               | 情報技術           | NASDAQ | 9.7% |
| 2  | マイクロソフト              | 情報技術           | NASDAQ | 9.5% |
| 3  | アップル                 | 情報技術           | NASDAQ | 7.5% |
| 4  | メタ・プラットフォームズ         | コミュニケーション・サービス | NASDAQ | 7.3% |
| 5  | アマゾン・ドット・コム          | 一般消費財・サービス     | NASDAQ | 5.0% |
| 6  | ブロードコム               | 情報技術           | NASDAQ | 3.8% |
| 7  | アルファベット              | コミュニケーション・サービス | NASDAQ | 3.6% |
| 8  | ネットフリックス             | コミュニケーション・サービス | NASDAQ | 3.5% |
| 9  | 台湾積体電路製造(台湾セミコンダクター) | 情報技術           | NYSE   | 3.4% |
| 10 | セールスフォース             | 情報技術           | NYSE   | 3.0% |

## 業種(セクター)\*2別比率\*1



\*1 マザーファンドのデータであり、比率は対純資産総額比です。業種(セクター)別比率、市場別比率においては、計理処理上、直近の追加設定が純資産総額に反映されないことなどの理由により、現金等の数値がマイナスになる場合があります。

\*2 Global Industry Classification Standard (GICS®) (世界産業分類基準)のセクター分類を使用しています。

上記は基準日時点におけるデータであり、将来の成果を保証するものではなく、市場動向等により変動します。また、ポートフォリオの内容は市場の動向等を勘案して随時変更されます。上記の個別の銘柄・企業については、あくまでも例示をもって理解を深めていただくためのものであり、いかなる個別銘柄の売買、ポートフォリオの構築、投資戦略の採用等の行為を推奨するものではありません。

## 期間別騰落率(%)

|                  | 1ヵ月   | 3ヵ月  | 6ヵ月  | 1年    | 3年    | 5年    | 設定来    |
|------------------|-------|------|------|-------|-------|-------|--------|
| ファンド<br>(分配金再投資) | 11.17 | 2.33 | 0.27 | 12.09 | 43.59 | 58.66 | 187.68 |

## 分配金実績(円)(1万口当たり、税引前)

設定来合計：8,500 円

| 決算日 | 22/11/30 | 23/5/30 | 23/11/30 | 24/5/30 | 24/12/2 | 25/5/30 |
|-----|----------|---------|----------|---------|---------|---------|
| 分配金 | 500      | 500     | 500      | 500     | 500     | 500     |

## ポートフォリオ構成比

| 資産   | 比率    |
|------|-------|
| 株式   | 95.4% |
| 先物   | 0.0%  |
| 実質組入 | 95.4% |

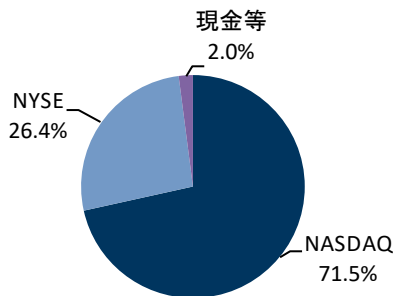
※ 株式組入比率については、各ベビーファンドのマザーファンドの組入比率とマザーファンドの株式組入比率より算出。

(注) 計理処理上、直近の追加設定が純資産総額に反映されないことなどの理由により、実質組入の数値が100%を超える場合があります。

## 組入銘柄数\*1

32 銘柄

## 市場別比率\*1



## Bコース(為替ヘッジなし)

2025年5月30日現在

基準価額： 35,423 円  
純資産総額： 11,885.3 億円設定日： 1999年11月29日  
決算日： 毎年5月30日および11月30日(ただし、休業日の場合は翌営業日)  
信託期間： 原則として無期限

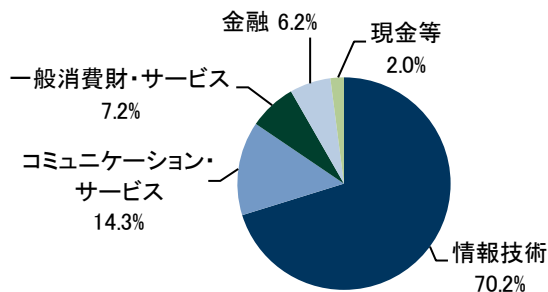
## 設定来基準価額推移



上記は過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。  
上記の基準価額、分配金再投資基準価額および期間別騰落率は信託報酬(詳細は、後述の「ファンドの費用」をご参照ください。)控除後のものです。分配金再投資基準価額およびファンド(分配金再投資)の騰落率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

組入上位銘柄<sup>\*1</sup>

|    | 銘柄名                  | 業種(セクター) <sup>*2</sup> | 市場     | 比率   |
|----|----------------------|------------------------|--------|------|
| 1  | エヌビディア               | 情報技術                   | NASDAQ | 9.7% |
| 2  | マイクロソフト              | 情報技術                   | NASDAQ | 9.5% |
| 3  | アップル                 | 情報技術                   | NASDAQ | 7.5% |
| 4  | メタ・プラットフォームズ         | コミュニケーション・サービス         | NASDAQ | 7.3% |
| 5  | アマゾン・ドット・コム          | 一般消費財・サービス             | NASDAQ | 5.0% |
| 6  | ブロードコム               | 情報技術                   | NASDAQ | 3.8% |
| 7  | アルファベット              | コミュニケーション・サービス         | NASDAQ | 3.6% |
| 8  | ネットフリックス             | コミュニケーション・サービス         | NASDAQ | 3.5% |
| 9  | 台湾積体電路製造(台湾セミコンダクター) | 情報技術                   | NYSE   | 3.4% |
| 10 | セールスフォース             | 情報技術                   | NYSE   | 3.0% |

業種(セクター)<sup>\*2</sup>別比率<sup>\*1</sup>

<sup>\*1</sup> マザーファンドのデータであり、比率は対純資産総額比です。業種(セクター)別比率、市場別比率においては、計理処理上、直近の追加設定が純資産総額に反映されないことなどの理由により、現金等の数値がマイナスになる場合があります。

<sup>\*2</sup> Global Industry Classification Standard (GICS<sup>®</sup>) (世界産業分類基準)のセクター分類を使用しています。

上記は基準日時点におけるデータであり、将来の成果を保証するものではなく、市場動向等により変動します。また、ポートフォリオの内容は市場の動向等を勘案して随時変更されます。上記の個別の銘柄・企業については、あくまでも例示をもって理解を深めていただくためのものであり、いかなる個別銘柄の売買、ポートフォリオの構築、投資戦略の採用等の行為を推奨するものではありません。

## 期間別騰落率(%)

|                  | 1か月   | 3か月   | 6か月   | 1年   | 3年    | 5年     | 設定来    |
|------------------|-------|-------|-------|------|-------|--------|--------|
| ファンド<br>(分配金再投資) | 12.21 | -1.13 | -2.80 | 7.01 | 88.02 | 151.52 | 584.22 |

## 分配金実績(円)(1万口当たり、税引前)

設定来合計： 11,330 円

| 決算日 | 22/11/30 | 23/5/30 | 23/11/30 | 24/5/30 | 24/12/2 | 25/5/30 |
|-----|----------|---------|----------|---------|---------|---------|
| 分配金 | 500      | 500     | 500      | 500     | 500     | 500     |

## ポートフォリオ構成比

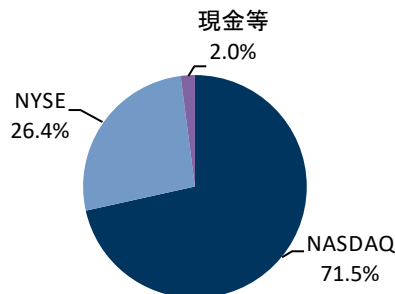
| 資産   | 比率    |
|------|-------|
| 株式   | 97.7% |
| 先物   | 0.0%  |
| 実質組入 | 97.7% |

※ 株式組入比率については、各ベビーファンドのマザーファンドの組入比率とマザーファンドの株式組入比率より算出。

(注) 計理処理上、直近の追加設定が純資産総額に反映されないことなどの理由により、実質組入の数値が100%を超える場合があります。

組入銘柄数<sup>\*1</sup>

32 銘柄

市場別比率<sup>\*1</sup>

<netWIN 運用チームのコメント>

2025年5月末現在

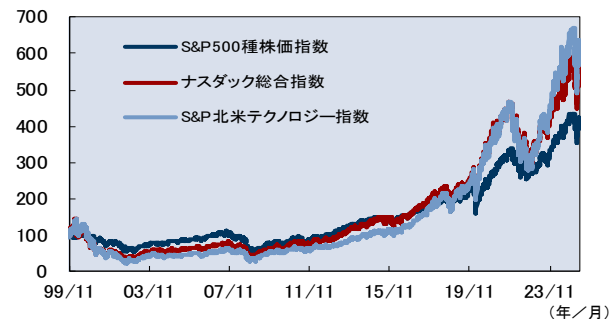
## 米国株式市場動向

5月の米国株式市場は上昇しました。

上旬は、トランプ政権がバイデン前政権時代に策定されたAI(人工知能)向け半導体の輸出規制案を撤回することが報道されたほか、IT企業の堅調な決算発表を受けて、米国株式市場は堅調に推移しました。中旬は、トランプ大統領が薬価大幅引き下げに関する大統領令に署名することを表明し、医薬品銘柄は軟調に推移したものの、米中両政府が相互に課していた追加関税の引き下げに合意したことで、米中の関税協議の進展が好感され、米国株式市場は上昇しました。下旬に入ると、財政悪化懸念の高まりから長期金利が上昇したことで下落しましたが、月末にかけては米国がEU(欧州連合)への50%の関税発動を延期すると表明したことや、関税措置に対する違法判断などを受けて反発しました。

セクター別では、情報技術、コミュニケーション・サービスなどが上昇した一方、ヘルスケアが下落しました。

<ご参考> 代表的な指数の推移と騰落率(%) (期間: 1999年11月29日～2025年5月末)



|                   | 1ヵ月   | 3ヵ月   | 6ヵ月   | 1年    | 3年    | 5年     | 設定来    |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| S&P500種株価指数       | 6.15  | -0.72 | -2.00 | 12.02 | 43.07 | 94.19  | 319.92 |
| ナスダック総合指数         | 9.56  | 1.41  | -0.54 | 14.21 | 58.21 | 101.41 | 458.66 |
| S&P<br>北米テクノロジー指数 | 10.75 | 1.85  | 0.26  | 15.75 | 83.69 | 129.85 | 531.40 |

S&P500種株価指数、ナスダック総合指数、S&P北米テクノロジー指数のそれぞれ米ドルベースについて1999年11月29日を100として指数化したものです。  
上記は過去のデータであり、将来の動向を示唆あるいは保証するものではありません。

出所: ブルームバーグ

## ポートフォリオ・レビュー

米半導体大手のエヌビディアは、本ファンドのパフォーマンスにプラス寄与となりました。トランプ米政権が前政権時代に策定されたAI向け半導体の輸出規制案を撤回すると発表したこと、またサウジアラビアの政府系ファンド傘下の企業に最先端のAI半導体を提供すると発表したことなどが好感され、株価は上昇しました。AI市場の拡大が引き続き同社の業績を支えるとして、当社では強気の見方を維持しています。

スマートフォンの販売や関連するサービスを手掛けるアップルは、本ファンドのパフォーマンスにマイナス寄与となりました。同社が月初に発表した四半期決算では、中国売上高が市場予想を下回り、中国における事業環境の悪化や米関税措置の影響など、引き続き高い不透明感が嫌気され、株価は下落しました。同社は生産拠点を移管させることなどにより事業環境の変化に柔軟に対応できるとみており、またAIの搭載によるiPhone買い替えサイクルの加速といった従来からの見方に変化はないことから、当社では強気の見方を維持します。

上記は基準日時点におけるデータであり、将来の成果を保証するものではなく、市場動向等により変動します。また、ポートフォリオの内容は市場の動向等を勘案して随時変更されます。上記の個別の銘柄・企業については、あくまでも例示をもって理解を深めていただくためのものであり、いかなる個別銘柄の売買、ポートフォリオの構築、投資戦略の採用等の行為を推奨するものではありません。

2025年5月末現在

組入上位銘柄

|    | 銘柄名                  | 事業内容                                                                                                                                                          | 比率   |
|----|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 1  | エヌビディア               | テクノロジー企業。科学的計算、AI、データサイエンス、自動運転車、ロボット工学、メタバース、3Dインターネットアプリケーションのためのプラットフォームの開発に従事。PCグラフィックにも注力する。世界各地で事業を展開。                                                  | 9.7% |
| 2  | マイクロソフト              | ソフトウェア会社。アプリケーション、追加クラウド・ストレージ、高度セキュリティソリューションを提供する。世界各地で事業を展開。                                                                                               | 9.5% |
| 3  | アップル                 | IT会社。スマートフォン、パソコン、タブレット、ウェアラブル端末、アクセサリーの設計、製造、販売に加え、各種関連アクセサリーの販売に従事。決済、デジタルコンテンツ、クラウド・広告サービスも手掛ける。消費者、中小企業、教育、企業および政府機関の各市場を対象に世界各地で事業を展開。                   | 7.5% |
| 4  | メタ・プラットフォームズ         | ソーシャルテクノロジー会社。ユーザーをつなぎ、コミュニティを見つけ、事業の成長を支援するアプリケーションおよび技術を構築する。広告、拡張機能化、仮想現実も手掛ける。                                                                            | 7.3% |
| 5  | アマゾン・ドット・コム          | オンライン小売会社。多岐にわたる製品を販売する。書籍、音楽、コンピューター、電子機器、その他多数の製品を販売。顧客別にカスタマイズされたショッピングサービス、ウェブ上でのクレジットカード決済、および顧客への直接配送を手掛ける。世界各地でクラウド・プラットフォーム・サービスも提供。                  | 5.0% |
| 6  | ブロードコム               | 半導体・インフラソフトウェアソリューションメーカー。ストレージ・アダプター、コントローラー、ネットワークング・プロセッサ、モーションコントロール・エンコーダ製品、光センサーのほか、複雑なハイブリッド環境の最新化、最適化、および安全を確保するためのインフラやセキュリティソフトウェアを提供する。世界各地で事業を展開。 | 3.8% |
| 7  | アルファベット              | 持株会社。子会社を通じ、ウェブベースの検索、広告、地図、ソフトウェア・アプリケーション、モバイルオペレーティングシステム、消費者コンテンツ、業務用ソリューション、eコマース、ハードウェア製品などを提供する。                                                       | 3.6% |
| 8  | ネットフリックス             | インターネットメディア・サービス会社。加入者に向けてストリーミングサービスを配信。インターネット接続端末で各種テレビ番組、映画、アニメ、ドキュメンタリーを提供する。世界各地で事業を展開。                                                                 | 3.5% |
| 9  | 台湾積体回路製造(台湾セミコンダクター) | 半導体メーカー。ウエハー製造、ブロービング、組み立て、検査のほか、マスクの製造、設計サービスを提供する。同社のIC(集積回路)はコンピューター、通信機器、消費者向け電子製品、自動車、工業機器の各産業で使用される。                                                    | 3.4% |
| 10 | セールスフォース             | クラウド型ソフトウェア会社。販売、カスタマーサービス、マーケティング自動化、分析およびアプリケーション開発に注力する、顧客関係管理ソフトウェアとアプリケーションを開発する。世界各地で事業を展開。                                                             | 3.0% |

(事業内容出所：ブルームバーグ。なお、当社が作成したものが一部含まれる場合があります。)

※マザーファンドのデータであり、比率は対純資産総額比です。

上記は当社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成されていますが、当社がその正確性・完全性を保証するものではありません。また、将来予告なしに変更する場合があります。上記の個別の銘柄・企業については、基準日時点のポートフォリオの内容であり、市場動向等を勘案して随時変更されます。また、あくまでも例示をもって理解を深めていただくためのものであり、いかなる個別銘柄の売買、ポートフォリオの構築、投資戦略の採用等の行為を推奨するものではありません。

※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

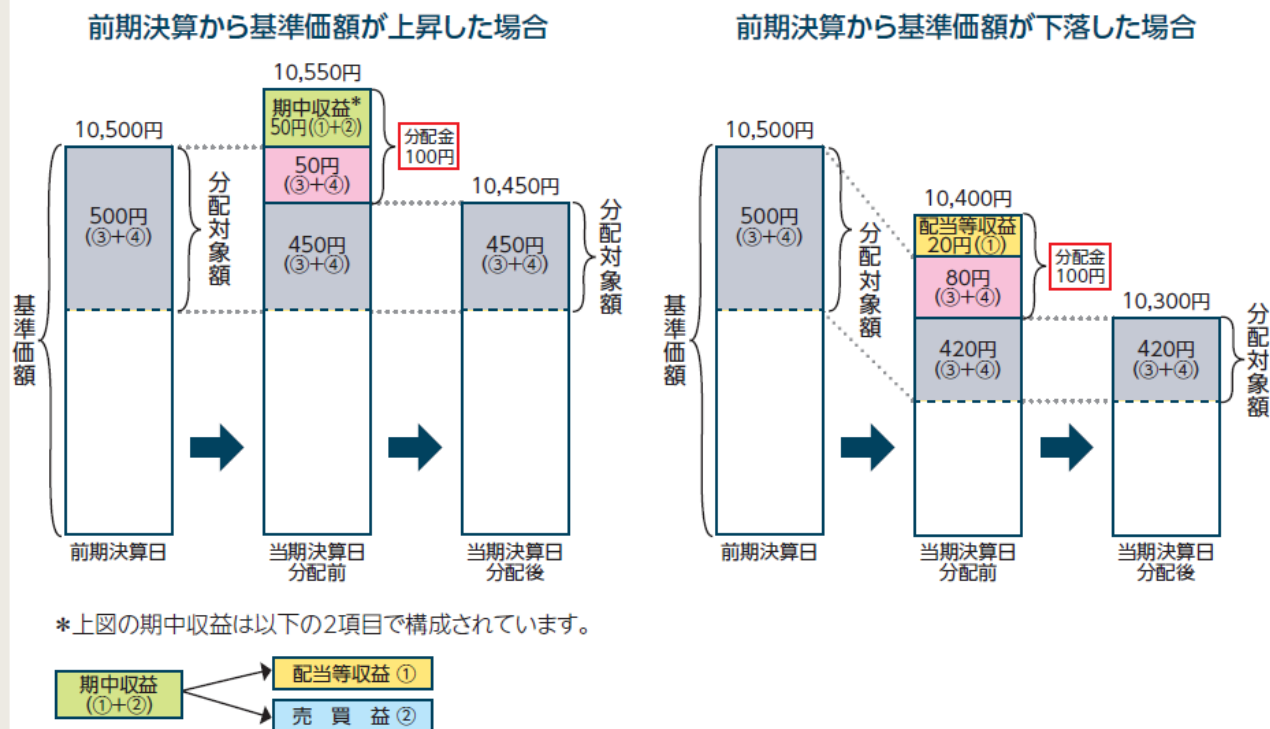
## 収益分配金に関わる留意点

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

## ファンドの特色

1. 主にテクノロジーの発展により恩恵を受ける米国企業の株式に投資します。
2. 「よりよい投資収益は、長期にわたって成長性の高い事業へ投資することにより獲得される」との投資哲学のもと、個別銘柄の分析を重視したボトムアップ手法により銘柄選択を行います。
3. Aコース(為替ヘッジあり)、Bコース(為替ヘッジなし)の選択が可能です。

- ※ 主要な投資対象とする米国企業には、メディア、テレコミュニケーション、テクノロジー、サービス等のセクターにおいて、インフラ、コンテンツ、サービス等を提供する企業を含みます。
- ※ Aコースは、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。なお、為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。ヘッジ・コストは、為替ヘッジを行う通貨と円の短期金利の差が目安となり、円の短期金利のほうが低い場合、この金利差分、収益が低下します。Bコースでは、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ※ 販売会社によっては、いずれかのコースのみのお取扱いとなる場合があります。
- ※ 本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

### 主な変動要因

#### 株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)・集中投資リスク

本ファンドは米国の株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動リスク等のさまざまなリスクが伴うこととなります。本ファンドの基準価額は、株式等の組入有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。特にテクノロジー関連企業等の株式の下降局面では本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が大きいと考えられます。また、本ファンドは、一定の業種に対して大きな比重をおいて投資を行いますので、業種をより分散した場合と比較して、ボラティリティが高く大きなリスクがあると考えられます。

一般に、株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において株価が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

#### 為替変動リスク

本ファンドは、外貨建ての株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。とりわけ、対円で為替ヘッジを行わないBコースでは為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。Aコースは、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたりヘッジ・コストがかかります。(ヘッジ・コストは、為替ヘッジを行う通貨と円の短期金利の差が目安となり、円の短期金利のほうが低い場合、この金利差分、収益が低下します。)

※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

お申込みメモ

|                 |                                                                                                                                                                                           |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位            | 販売会社によって異なります。                                                                                                                                                                            |
| 購入価額            | 購入申込日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                           |
| 購入代金            | 販売会社が指定する日までにお支払いください。                                                                                                                                                                    |
| 換金価額            | 換金申込日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                           |
| 換金代金            | 原則として換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。                                                                                                                                           |
| 購入・換金<br>申込不可日  | ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日(以下「ニューヨークの休業日」といいます。)                                                                                                                                     |
| 申込締切時間          | 「ニューヨークの休業日」を除く毎営業日の原則として午後3時30分までに販売会社所定の手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。<br>※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にご確認ください。                                                                        |
| 信託期間            | 原則として無期限(設定日:1999年11月29日)                                                                                                                                                                 |
| 繰上償還            | 各コースについて受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。                                                                                                                                        |
| 決算日             | 毎年5月30日および11月30日(ただし、休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                                                         |
| 収益分配            | 年2回の決算時に原則として収益の分配を行います。販売会社によっては分配金の再投資が可能です。                                                                                                                                            |
| 信託金の限度額         | 各コースについて1兆円を上限とします。                                                                                                                                                                       |
| スイッチング          | スイッチング(乗換え)につきましては、販売会社にお問い合わせください。<br>※スイッチングの際には換金(解約)されるファンドに対して換金にかかる税金が課されることにつきご注意ください。                                                                                             |
| 課税関係<br>(個人の場合) | 課税上は株式投資信託として取扱われます。<br>本ファンドは、少額投資非課税制度(NISA)の「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の適用対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。<br>配当控除の適用はありません。<br>原則、分配時の普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の譲渡益が課税の対象となります。 |

ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用      |                  |                                                                                                                        |
|---------------------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時                 | 購入時手数料           | 購入申込日の翌営業日の基準価額に、 <b>3.3%(税抜3%)を上限</b> として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。                                                        |
| 換金時                 | 信託財産留保額          | なし                                                                                                                     |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 |                  |                                                                                                                        |
| 毎日                  | 運用管理費用<br>(信託報酬) | 純資産総額に対して <b>年率2.09%(税抜1.9%)</b><br>※運用管理費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。                  |
|                     | 信託事務の諸費用         | 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。               |
| 随時                  | その他の費用・手数料       | 有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等<br>上記その他の費用・手数料は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 |

※上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社その他関係法人の概要について

- ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(委託会社)**  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号  
加入協会:日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、  
一般社団法人日本投資顧問業協会、  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会  
信託財産の運用の指図等を行います。
- ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー  
(投資顧問会社)**  
委託会社より株式(その指数先物を含みます。)の運用の指図に  
関する権限の委託を受けて、投資判断・発注等を行います。

- 三菱UFJ信託銀行株式会社(受託会社)**  
信託財産の保管・管理等を行います。
- 販売会社**  
本ファンドの販売業務等を行います。  
販売会社については、下記の照会先までお問い合わせください。  
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社  
電話: 03-4587-6000  
(受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)  
ホームページ・アドレス: [www.gsam.co.jp](http://www.gsam.co.jp)

販売会社一覧(1／3)

| 金融商品取引業者名                            |          | 登録番号             | 加入協会    |           |                 |                 |                    | お取扱いコース |      | 備考 |
|--------------------------------------|----------|------------------|---------|-----------|-----------------|-----------------|--------------------|---------|------|----|
|                                      |          |                  | 日本証券業協会 | 日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人金融商品取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 | Aコース    | Bコース |    |
| アイザワ証券株式会社                           | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第3283号 | ●       | ●         | ●               |                 |                    | ●       | ●    |    |
| あかつき証券株式会社                           | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第67号   | ●       | ●         | ●               |                 |                    | ●       | ●    |    |
| 池田泉州TT証券株式会社                         | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第370号  | ●       |           |                 |                 |                    | ●       | ●    |    |
| 岩井コスモ証券株式会社                          | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第15号   | ●       | ●         | ●               |                 |                    | ●       | ●    |    |
| S M B C日興証券株式会社                      | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2251号 | ●       | ●         | ●               | ●               |                    | ●       | ●    |    |
| 岡三証券株式会社                             | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第53号   | ●       | ●         | ●               | ●               |                    | ●       | ●    |    |
| O K B証券株式会社                          | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第191号  | ●       |           |                 |                 |                    |         | ●    |    |
| 株式会社S B I証券                          | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号   | ●       |           | ●               | ●               |                    | ●       | ●    |    |
| 株式会社証券ジャパン                           | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第170号  | ●       | ●         |                 |                 |                    | ●       | ●    |    |
| 京銀証券株式会社                             | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第392号  | ●       |           |                 |                 |                    | ●       | ●    |    |
| 九州F G証券株式会社                          | 金融商品取引業者 | 九州財務局長(金商)第18号   | ●       |           |                 |                 |                    | ●       | ●    |    |
| ぐんぎん証券株式会社                           | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2938号 | ●       |           |                 |                 |                    | ●       | ●    |    |
| 四国アライアンス証券株式会社                       | 金融商品取引業者 | 四国財務局長(金商)第21号   | ●       |           |                 |                 |                    | ●       | ●    |    |
| 静銀ティーエム証券株式会社                        | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第10号   | ●       |           |                 |                 |                    | ●       | ●    |    |
| 七十七証券株式会社                            | 金融商品取引業者 | 東北財務局長(金商)第37号   | ●       |           |                 |                 |                    | ●       | ●    |    |
| 十六T T証券株式会社                          | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第188号  | ●       |           |                 |                 |                    | ●       | ●    |    |
| 大和コネクト証券株式会社                         | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第3186号 | ●       |           |                 |                 |                    |         | ●    |    |
| 大和証券株式会社                             | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第108号  | ●       | ●         | ●               | ●               |                    | ●       | ●    |    |
| 立花証券株式会社                             | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第110号  | ●       |           | ●               |                 |                    | ●       | ●    |    |
| CHEER証券株式会社                          | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第3299号 | ●       | ●         |                 |                 |                    | ●       | ●    |    |
| 東海東京証券株式会社                           | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第140号  | ●       | ●         | ●               | ●               |                    | ●       | ●    |    |
| とうほう証券株式会社                           | 金融商品取引業者 | 東北財務局長(金商)第36号   | ●       |           |                 |                 |                    | ●       | ●    |    |
| 東洋証券株式会社                             | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第121号  | ●       |           |                 | ●               |                    | ●       | ●    |    |
| 西日本シティTT証券株式会社                       | 金融商品取引業者 | 福岡財務支局長(金商)第75号  | ●       |           |                 |                 |                    | ●       | ●    |    |
| 日産証券株式会社                             | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第131号  | ●       |           | ●               | ●               |                    | ●       | ●    |    |
| 野村證券株式会社                             | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第142号  | ●       | ●         | ●               | ●               |                    | ●       | ●    |    |
| 浜銀TT証券株式会社                           | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第1977号 | ●       |           |                 |                 |                    | ●       | ●    |    |
| P W M日本証券株式会社                        | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第50号   | ●       |           |                 | ●               |                    | ●       | ●    |    |
| 百五証券株式会社                             | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第134号  | ●       |           |                 |                 |                    | ●       | ●    |    |
| ひろぎん証券株式会社                           | 金融商品取引業者 | 中国財務局長(金商)第20号   | ●       |           |                 |                 |                    | ●       | ●    |    |
| PayPay証券株式会社                         | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2883号 | ●       |           |                 |                 |                    | ●       | ●    |    |
| ほくほくTT証券株式会社                         | 金融商品取引業者 | 北陸財務局長(金商)第24号   | ●       |           |                 |                 |                    | ●       | ●    |    |
| 北洋証券株式会社                             | 金融商品取引業者 | 北海道財務局長(金商)第1号   | ●       |           |                 |                 |                    | ●       | ●    |    |
| 松井証券株式会社                             | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第164号  | ●       |           | ●               |                 |                    | ●       | ●    |    |
| マネックス証券株式会社                          | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第165号  | ●       | ●         | ●               | ●               |                    | ●       | ●    |    |
| 丸八証券株式会社                             | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第20号   | ●       |           |                 |                 |                    | ●       | ●    |    |
| みずほ証券株式会社                            | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第94号   | ●       | ●         | ●               | ●               |                    | ●       | ●    |    |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社                    | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第61号   | ●       | ●         | ●               | ●               |                    | ●       | ●    |    |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社                | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2336号 | ●       | ●         | ●               | ●               |                    | ●       | ●    |    |
| 楽天証券株式会社                             | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号  | ●       | ●         | ●               | ●               |                    | ●       | ●    |    |
| リテラ・クレア証券株式会社                        | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第199号  | ●       |           |                 |                 |                    | ●       | ●    |    |
| ワイエム証券株式会社                           | 金融商品取引業者 | 中国財務局長(金商)第8号    | ●       |           |                 |                 |                    | ●       | ●    |    |
| 株式会社あいち銀行                            | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第12号   | ●       |           |                 |                 |                    | ●       | ●    |    |
| 株式会社あおぞら銀行                           | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第8号    | ●       |           | ●               |                 |                    | ●       | ●    |    |
| 株式会社イオン銀行                            | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第633号  | ●       |           |                 |                 |                    | ●       | ●    |    |
| (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)             | 登録金融機関   |                  |         |           |                 |                 |                    |         |      |    |
| 株式会社伊予銀行                             | 登録金融機関   | 四国財務局長(登金)第2号    | ●       |           | ●               |                 |                    |         | ●    |    |
| 株式会社S M B C信託銀行*                     | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第653号  | ●       | ●         |                 | ●               |                    | ●       | ●    |    |
| 株式会社S B I新生銀行                        | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第10号   | ●       |           | ●               |                 |                    | ●       | ●    |    |
| (委託金融商品取引業者 株式会社S B I証券、マネックス証券株式会社) | 登録金融機関   |                  |         |           |                 |                 |                    |         |      |    |

販売会社一覧(2／3)

| 金融商品取引業者名                                         |        | 登録番号             | 加入協会    |           |               |                 |                    | お取扱コース |      | 備考 |
|---------------------------------------------------|--------|------------------|---------|-----------|---------------|-----------------|--------------------|--------|------|----|
|                                                   |        |                  | 日本証券業協会 | 日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金物取引業協会 | 一般社団法人金融商品取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 | Aコース   | Bコース |    |
| 株式会社大垣共立銀行                                        | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第3号    | ●       |           | ●             |                 |                    | ●      |      |    |
| 株式会社鹿児島銀行<br>(委託金融商品取引業者 九州 F G 証券株式会社)           | 登録金融機関 | 九州財務局長(登金)第2号    | ●       |           |               |                 |                    | ●      | ●    |    |
| 株式会社関西みらい銀行                                       | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第7号    | ●       |           | ●             |                 |                    | ●      | ●    |    |
| 株式会社北九州銀行                                         | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第117号 | ●       |           | ●             |                 |                    | ●      | ●    |    |
| 株式会社京都銀行                                          | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第10号   | ●       |           | ●             |                 |                    | ●      | ●    |    |
| 株式会社京都銀行<br>(委託金融商品取引業者 京銀証券株式会社)                 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第10号   | ●       |           | ●             |                 |                    | ●      | ●    |    |
| 株式会社熊本銀行                                          | 登録金融機関 | 九州財務局長(登金)第6号    | ●       |           |               |                 |                    | ●      | ●    |    |
| 株式会社群馬銀行                                          | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第46号   | ●       |           | ●             |                 |                    | ●      | ●    |    |
| 株式会社埼玉りそな銀行                                       | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第593号  | ●       |           | ●             |                 |                    | ●      | ●    |    |
| 株式会社滋賀銀行                                          | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第11号   | ●       |           | ●             |                 |                    | ●      | ●    |    |
| 株式会社静岡銀行                                          | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第5号    | ●       |           | ●             |                 |                    | ●      | ●    |    |
| 株式会社清水銀行                                          | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第6号    | ●       |           | ●             |                 |                    | ●      | ●    |    |
| 株式会社十八親和銀行                                        | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第3号   | ●       |           |               |                 |                    | ●      | ●    |    |
| 株式会社十六銀行                                          | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第7号    | ●       |           | ●             |                 |                    | ●      | ●    |    |
| 株式会社荘内銀行                                          | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第6号    | ●       |           |               |                 | (注1)               | ●      |      |    |
| 株式会社常陽銀行                                          | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第45号   | ●       |           | ●             |                 |                    | ●      | ●    |    |
| 株式会社千葉銀行                                          | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第39号   | ●       |           | ●             |                 |                    | ●      | ●    |    |
| 株式会社千葉興業銀行                                        | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第40号   | ●       |           |               |                 |                    | ●      | ●    |    |
| 株式会社中国銀行                                          | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第2号    | ●       |           | ●             |                 |                    | ●      | ●    |    |
| 株式会社東京スター銀行                                       | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第579号  | ●       |           | ●             |                 | (注2)               | (注2)   |      |    |
| 株式会社栃木銀行                                          | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第57号   | ●       |           |               |                 |                    | ●      | ●    |    |
| 株式会社西日本シティ銀行                                      | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第6号   | ●       |           | ●             |                 |                    | ●      | ●    |    |
| 株式会社肥後銀行<br>(委託金融商品取引業者 九州 F G 証券株式会社)            | 登録金融機関 | 九州財務局長(登金)第3号    | ●       |           |               |                 |                    | ●      | ●    |    |
| 株式会社百五銀行                                          | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第10号   | ●       |           | ●             |                 |                    | ●      | ●    |    |
| 株式会社広島銀行                                          | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第5号    | ●       |           | ●             |                 |                    | ●      | ●    |    |
| 株式会社福岡銀行                                          | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第7号   | ●       |           | ●             |                 |                    | ●      | ●    |    |
| 株式会社北都銀行                                          | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第10号   | ●       |           |               |                 | (注1)               | ●      |      |    |
| 株式会社北洋銀行                                          | 登録金融機関 | 北海道財務局長(登金)第3号   | ●       |           | ●             |                 |                    | ●      | ●    |    |
| 株式会社北洋銀行<br>(委託金融商品取引業者 北洋証券株式会社)                 | 登録金融機関 | 北海道財務局長(登金)第3号   | ●       |           | ●             |                 |                    | ●      | ●    |    |
| 株式会社北陸銀行                                          | 登録金融機関 | 北陸財務局長(登金)第3号    | ●       |           | ●             |                 |                    | ●      | ●    |    |
| 株式会社北海道銀行                                         | 登録金融機関 | 北海道財務局長(登金)第1号   | ●       |           | ●             |                 |                    | ●      | ●    |    |
| 株式会社みずほ銀行                                         | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第6号    | ●       |           | ●             | ●               |                    | ●      | ●    |    |
| 株式会社三井住友銀行                                        | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第54号   | ●       |           | ●             | ●               |                    | ●      | ●    |    |
| 株式会社三菱UFJ銀行                                       | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第5号    | ●       |           | ●             | ●               |                    | ●      | ●    |    |
| 株式会社三菱UFJ銀行<br>(委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第5号    | ●       |           | ●             | ●               |                    | ●      | ●    |    |
| 株式会社宮崎銀行                                          | 登録金融機関 | 九州財務局長(登金)第5号    | ●       |           |               |                 |                    | ●      | ●    |    |
| 株式会社もみじ銀行                                         | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第12号   | ●       |           | ●             |                 |                    | ●      | ●    |    |
| 株式会社山口銀行                                          | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第6号    | ●       |           | ●             |                 |                    | ●      | ●    |    |
| 株式会社りそな銀行                                         | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第3号    | ●       | ●         | ●             |                 |                    | ●      | ●    |    |
| PayPay銀行株式会社                                      | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第624号  | ●       |           | ●             |                 |                    | ●      | ●    |    |
| みずほ信託銀行株式会社                                       | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第34号   | ●       | ●         | ●             |                 | (注1)               | (注1)   |      |    |
| 三井住友信託銀行株式会社                                      | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第649号  | ●       | ●         | ●             |                 | (注1)               | (注1)   |      |    |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社                                     | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第33号   | ●       | ●         | ●             |                 |                    | ●      | ●    |    |
| 秋田信用金庫                                            | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第22号   |         |           |               |                 |                    |        | ●    |    |

販売会社一覧(3／3)

| 金融商品取引業者名         |          | 登録番号            | 加入協会                                                                                | お取り扱いコース |      | 備考 |
|-------------------|----------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------|----------|------|----|
|                   |          |                 | 日本証券業協会<br>日本投資顧問業協会<br>一般社団法人<br>金融先物取引業協会<br>一般社団法人<br>金融商品取引業協会<br>一般社団法人<br>第二種 | Aコース     | Bコース |    |
| 朝日信用金庫            | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第143号 | ●                                                                                   |          | ●    |    |
| 尼崎信用金庫            | 登録金融機関   | 近畿財務局長(登金)第39号  | ●                                                                                   |          | ●    |    |
| 大川信用金庫            | 登録金融機関   | 福岡財務支局長(登金)第19号 |                                                                                     |          | ●    |    |
| 鹿児島相互信用金庫         | 登録金融機関   | 九州財務局長(登金)第26号  |                                                                                     |          | ●    |    |
| 蒲郡信用金庫            | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第32号  |                                                                                     |          | ●    |    |
| 京都信用金庫            | 登録金融機関   | 近畿財務局長(登金)第52号  | ●                                                                                   |          | ●    |    |
| 京都中央信用金庫          | 登録金融機関   | 近畿財務局長(登金)第53号  | ●                                                                                   |          | ●    |    |
| 呉信用金庫             | 登録金融機関   | 中国財務局長(登金)第25号  |                                                                                     |          | ●    |    |
| 埼玉縣信用金庫           | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第202号 | ●                                                                                   |          | ●    |    |
| 佐賀信用金庫            | 登録金融機関   | 福岡財務支局長(登金)第25号 |                                                                                     |          | ●    |    |
| 大地みらい信用金庫         | 登録金融機関   | 北海道財務局長(登金)第26号 |                                                                                     |          | ●    |    |
| 但馬信用金庫            | 登録金融機関   | 近畿財務局長(登金)第67号  |                                                                                     |          | ●    |    |
| 東春信用金庫            | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第52号  |                                                                                     |          | ●    |    |
| 豊田信用金庫            | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第55号  | ●                                                                                   |          | ●    |    |
| 西尾信用金庫            | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第58号  | ●                                                                                   |          | (注2) |    |
| 浜松磐田信用金庫          | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第61号  |                                                                                     |          | ●    |    |
| 播州信用金庫            | 登録金融機関   | 近畿財務局長(登金)第76号  | ●                                                                                   |          | ●    |    |
| 半田信用金庫            | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第62号  |                                                                                     |          | ●    |    |
| 姫路信用金庫            | 登録金融機関   | 近畿財務局長(登金)第80号  | ●                                                                                   |          | ●    |    |
| 福井信用金庫            | 登録金融機関   | 北陸財務局長(登金)第32号  |                                                                                     |          | ●    |    |
| 福岡ひびき信用金庫         | 登録金融機関   | 福岡財務支局長(登金)第24号 | ●                                                                                   |          | ●    |    |
| 富士宮信用金庫           | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第65号  |                                                                                     |          | ●    |    |
| 碧海信用金庫            | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第66号  | ●                                                                                   |          | ●    |    |
| ゴールドマン・サックス証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第69号  | ●                                                                                   | ●        | ●    |    |

\* 上記の他に「一般社団法人投資信託協会」にも加入しております。  
(注1) 本ファンドの新規の購入申込み受付を停止しております。  
(注2) インターネットでのみのお取り扱いとなります。  
くわしくは販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

## 本資料のご利用にあたってのご留意事項等

- 本資料はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」といいます。)が作成した資料です。投資信託の取得の申込みにあたっては、販売会社より「投資信託説明書(交付目論見書)」等をお渡しいたしますので、必ずその内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 本ファンドは値動きのある有価証券等(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。
- 本資料は、当社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成されていますが、当社がその正確性・完全性を保証するものではありません。
- 本資料に記載された過去の運用実績は、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。投資価値および投資によってもたらされる収益は上方にも下方にも変動します。この結果、投資元本を割り込むことがあります。
- 本資料に記載された見解は情報提供を目的とするものであり、いかなる投資助言を提供するものではなく、また個別銘柄の購入・売却・保有等を推奨するものでもありません。記載された見解は資料作成時点のものであり、将来予告なしに変更する場合があります。
- 個別企業あるいは個別銘柄についての言及は、当該個別銘柄の売却、購入または継続保有の推奨を目的とするものではありません。本資料において言及された証券について、将来の投資判断が必ずしも利益をもたらすとは限らず、また言及された証券のパフォーマンスと同様の投資成果を示唆あるいは保証するものでもありません。
- 投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 銀行等の登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 投資信託は金融機関の預金と異なり、元金および利息の保証はありません。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。